



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成31年4月19日金曜日 第3070号

## ◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出.....	(医療対策課) ...	327
農用地利用配分計画の認可(2件).....	(農政課) ...	327
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示(11件).....	(森林整備課) ...	328
公共測量の終了の通知.....	(道路維持課) ...	333
公共測量の実施の通知.....	( " ) ...	333
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	(都市計画課) ...	333
指定道路の指定.....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	333
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要(2件).....	(東予地方局四国中央保健所) ...	334
土地改良区の定款変更の認可.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	335
土地改良区役員の就退任の届出(4件).....	( " ) ...	335
土地改良区役員の住所の変更の届出.....	( " ) ...	337
建設業者の許可の取消し.....	(南予地方局建設部管理課) ...	337

## 告 示

### ○愛媛県告示第344号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成31年4月19日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
社会医療法人社団更生会村上記念病院	西条市大町739番地	社会医療法人社団更生会	平成34年4月12日まで

### ○愛媛県告示第345号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成31年4月19日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
高市敏昭	愛媛県伊予郡松前町	愛媛県伊予郡松前町大字大溝字橘609番1ほか1筆	2,694
大西秀雄	愛媛県松山市	愛媛県松山市津吉町1273番ほか1筆	1,715
山崎勝幸	愛媛県松山市	愛媛県松山市庄甲734番ほか2筆	900
田房勝仁	愛媛県松山市	愛媛県松山市庄甲730番ほか2筆	1,279

青井秀典	愛媛県松山市	愛媛県松山市門田町384番ほか15筆	27,468
------	--------	--------------------	--------

#### 2 申請年月日

平成31年4月8日

### ○愛媛県告示第346号

平成31年3月12日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成31年4月19日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
桑原勝	愛媛県東温市	愛媛県東温市南方字道向1293番2	1,680
渡部東吾	愛媛県東温市	愛媛県東温市南方字広町2370番2	1,250
大西幸藏	愛媛県東温市	愛媛県東温市南方字竹鼻1438番1ほか3筆	7,346
株式会社瀬戸内ゆき農場	愛媛県松山市	愛媛県松山市谷町甲777番1ほか2筆	2,905
株式会社Cnoファーム	愛媛県伊予郡松前町	愛媛県伊予郡松前町大字昌農内字別当144番1ほか4筆	5,639
農事組合法人加茂ファーム	愛媛県西予市	愛媛県西予市宇和町加茂42番1ほか15筆	10,955
株式会社あう農園	愛媛県北宇和郡鬼北町	愛媛県北宇和郡鬼北町大字国遠145番1ほか5筆	9,670
田中啓介	愛媛県喜多郡内子町	愛媛県八幡浜市川上町川名津甲14番1ほか2筆	2,743
宮本純子	愛媛県西条市	愛媛県西条市古新開乙44番1ほか3筆	3,993

2 認可年月日

平成31年 4月10日

○愛媛県告示第347号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（平成31年 1月愛媛県告示第19号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を西予市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年 4月19日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Rows list various locations in Seiyu City and their respective owners or parties.

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第348号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成31年 2月農林水産省告示第303号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年 4月19日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Large table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Rows list various locations in Kitayuki City and their respective owners or parties.

北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川甲349番地 藤 田 義 文	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川乙1534番地 三 好 重 平	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川乙1521番地 三 好 兵 馬	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	宇和島市寄松甲313番地1 山 崎 繁 昌	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川中48番地 渡 辺 文 恵	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	宇和島市榊形町一丁目4番1号 渡 辺 貢	森林所有者

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第349号

保安林の指定施業要件を変更する件(平成31年2月農林水産省告示第303号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年 4月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川15番戸 大 森 兼太郎	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字上鍵山1番戸 奥 島 純 吉	抵当権者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字上大野23番戸 葛 本 熊太郎	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字小倉27番戸 佐 竹 敏 雄	抵当権者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字父野川乙150番地 芝 虎馬太	抵当権者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字上鍵山1082番地 芝 智恵子	森林所有者
北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡鬼北町大字上大野甲292番地 三 好 章	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

北宇和郡鬼北町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第350号

保安林の指定施業要件を変更する件(平成31年2月農林水産省告示第306号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を西予市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年 4月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
西予市(次の図に示す部分に限る。)	西予市城川町窪野13番耕地209番地 浦 田 洋 子	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る。)	西予市野村町予子林9番耕地162番地 大和田 ス 工	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る。)	西予市野村町予子林7250番地 大和田 博	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る。)	西予市城川町窪野13番耕地349番地 高 橋 大三郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る。)	西予市城川町窪野4374番地 高 橋 フジ子	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る。)	西予市城川町窪野4375番地 竹 内 壽摩子	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る。)	西予市宇和町明間1番耕地930番地2 佐 藤 留 吉	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る。)	西予市城川町窪野87番戸 松 田 辰 治	抵当権者

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

西予市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第351号

保安林の指定施業要件を変更する件(平成31年2月農林水産省告示第360号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を松野町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年 4月19日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字奥野川74番戸 伊勢屋 五三郎	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡吉野生村大字奥野川89番戸 一野 長太郎	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字奥野川76番戸 入船 嘉代吉	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字奥野川78番戸 上岡 兵吉	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字奥野川69番戸 氏本 権太郎	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字奥野川81番戸 岡本 吉三郎	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字奥野川71番戸 菅 要之進	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡吉野生村大字奥野川甲1668番地 吉良 長太郎	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	松山市宮西一丁目5番38号 久保田 正一	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡吉野生村大字奥野川58番戸 栗木 五三郎	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字奥野川65番戸 猿屋 善吾	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字奥野川64番戸 猿屋 安治	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字奥野川79番戸 関 盛太郎	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字奥野川80番戸 瀧本 力次	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字奥野川75番戸 竹本 兼次	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡成妙村大字大藤甲695番地 太宰 廣一	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字奥野川82番戸 谷 利吉	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	東京都葛飾区下小松町1379番地 辻 信明	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字奥野川63番戸 中見 佐市	森林所有者

北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡吉野生村大字奥野川甲1061番地 西村 正象	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字奥野川59番戸 西村 政治	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡吉野生村大字奥野川甲1060番地1 西村 銀一郎	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字奥野川68番戸 檜 藤吾	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字奥野川70番戸 藤岡 喜十郎	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	藤本 寸計治	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	藤本 角治	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字奥野川67番戸 松岡 亀太郎	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字奥野川83番戸 宮崎 新三	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡吉野生村大字奥野川甲973番地 宮崎 八十松	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地1120番地 毛利 利昭	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字奥野川73番戸 矢野 宇八	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字奥野川イ78番戸 矢野 留次	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字奥野川62番戸 山崎 喜三郎	森林所有者

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第352号

保安林の指定施業要件を変更する件(平成31年2月農林水産省告示第360号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を松野町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年 4月19日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡吉野生村大字芳野丙838番地 赤 松 金次郎	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地301番地2 伊 藤 房 吉	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地196番地1 大 徳 重 雄	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地196番地1 大 徳 義 美	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字松丸244番地 大 村 喜三郎	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地288番地 岡 村 鹿一郎	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	宇和島市栄町港一丁目4番11号 岡 本 傳 男	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡4545番地 亀 井 邦 彦	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地76番地2 亀 川 春次郎	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地822番地 河内神社	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡71番戸 佐々木 志免吉	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地73番地 清 家 徳治郎	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字吉野丙727番地 竹 内 馬 一	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	松山市北持田町27番地3 谷 崎 儀一郎	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地416番地 中 野 武 八	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡吉野生村大字吉野丙100番地 平 岡 友 市	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡吉田町大字魚欄116番地3 富士川 トシ子	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地278番地 藤 敷 松次郎	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地39番地2 福 溜 久 間	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地311番地 古 川 セ ン	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	東京都杉並区高井戸西二丁目10番9-407号 古 川 満 代	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地162番地1 堀 口 定 市	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡明治村大字豊岡2番耕地162番地1 堀 口 菊 治	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地206番地 松 田 喜平治	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	横浜市中区仲尾台30番地50ガーデンヒルズ山手206号室 松 本 泉	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡吉野生村大字吉野32番戸 松 森 興太郎	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地301番地1 毛 利 彦四郎	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地301番地1 毛 利 彦志郎	森林所有者

北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地186番地 毛 利 宗 治	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地216番地5 毛 利 ムメノ	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地188番地 山 木 晋 吉	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡142番戸 山 木 周 市	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地409番地 山 木 忠 吉	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡131番戸 山 崎 横治郎	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡明治村大字豊岡2番耕地298番地 山 崎 横治郎	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地298番地 山 崎 横治郎	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡2番耕地298番地 山 崎 正 明	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡139番戸 山 下 友 市	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡明治村大字豊岡2番耕地84番地 山 下 徳三郎	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町豊岡1番耕地378番地6 山 田 貞 義	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	宇和島市夏目町二丁目4番20号ハイツソレイユ203号 渡 邊 音	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。)



○愛媛県告示第353号

保安林の指定施業要件を変更する件(平成31年2月農林水産省告示第360号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を松野町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年4月19日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡吉野生村大字蕨生 川 原 梅 吉	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡広見町大字近永1194番地 清 原 信 幸	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡1番耕地269番地 城 口 弘	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡明治村大字豊岡1番耕地246番地 関 本 音 治	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	宇和島市伊吹町497番地 関 本 五 郎	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松丸町大字豊岡1番耕地230番地 関 本 茂	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡1番耕地142番地 関 本 忠 吾	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡1番耕地204番地3 関 本 春 男	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡320番地 関 本 福 治	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松丸町大字豊岡1番耕地475番地 高 石 国 江	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡旭村大字芝39番戸 田 中 シ ズ	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡1番耕地275番地 谷 口 等	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字奥野川甲1507番地 藤 本 松 男	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡明治村大字豊岡1番耕地99番地 松 岡 半 平	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡1番耕地99番地 松 岡 政 子	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡明治村大字豊岡49番戸 山 田 鶴 吉	森林所有者
北宇和郡松野町(次の図に示す部分に限る。)	北宇和郡松野町大字豊岡1番耕地351番地1 山 田 守	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第354号

保安林の指定施業要件を変更する件(平成31年2月農林水産省告示第412号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年 4月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	兵庫県西宮市甲子園九番町15番1-112号 大 野 康 富	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	松山市壱番町一丁目9番地13 高 岡 ス マ 子	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第355号

保安林の指定施業要件の変更(平成30年11月愛媛県告示第1087号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を西条市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年 4月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
西条市(次の図に示す部分に限る。)	西条市下島山甲220番地48 伊 藤 重 藏	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第356号

保安林の指定施業要件の変更（平成31年3月愛媛県告示第156号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を西条市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年4月19日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Rows include locations like 西条市小松町大郷甲283の3 and owners like 黒川修.

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第357号

保安林の指定施業要件の変更（平成31年3月愛媛県告示第157号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を西条市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年4月19日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Rows include locations like 西条市丹原町北田野220 and owners like 真田敏雄.

- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第358号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、四国技術事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年4月19日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（道路基盤地図データ作成）
2 作業期間 平成30年11月21日から
平成31年2月28日まで
3 作業地域 愛媛県の一部

○愛媛県告示第359号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年4月19日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、水準測量、地形測量、応用測量）
2 作業期間 平成31年4月10日から
8月30日まで
3 作業地域 四国中央市川之江町金生町山田井、金生町下分、上分町地内

○愛媛県告示第360号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、西予都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成31年4月19日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第361号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成31年4月19日

愛媛県東予地方局長 馬越史朗

- 1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成31年 4月10日

3 指定道路の位置

四国中央市中曾根町字野々首841番 1 の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 20.64メートル

(2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第362号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成31年 4月19日

愛媛県四国中央保健所長 早 田 亮

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

大王製紙株式会社

四国中央市三島紙屋町 2 番60号

代表取締役社長 佐光 正義

2 事業場の名称及び所在地

大王製紙株式会社川之江工場

四国中央市妻鳥町201番地

3 特定施設に関する事項

(1) 特定事業所から排出される水の処理施設

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第74号特定事業場から排出される水の処理施設	
特定施設の能力	加圧浮上：39,000立方メートル/日 砂ろ過：39,000立方メートル/日	
設 置 年 月 日	昭和46年 3月31日	
使用開始の予定年月日	許可後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.5～7.5 最大 5.8～8.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 46.8 最大 80.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 55 最大 75
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 20

りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	1
	最大	2
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	35,000
	最大	37,330

4 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.5～7.5 最大 5.8～8.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 46.8 最大 80
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 55 最大 75
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 20
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	35,000
	最大	37,330

備考 この他に、雨水排水口が10箇所ある。

○愛媛県告示第363号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成31年 4月19日

愛媛県四国中央保健所長 早 田 亮

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

大王製紙株式会社

四国中央市三島紙屋町 2 番60号

代表取締役社長 佐光 正義

2 事業場の名称及び所在地

大王製紙株式会社三島工場

四国中央市三島紙屋町 5 番 1 号

3 特定施設に関する事項

(1) 新WP1系エキスト（新設）

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第23号へ パルプ洗浄施設
特定施設の能力	1日当たり400トン処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに



工事の完成予定年月日	-	
使用開始の予定年月日	-	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 560 最大 800
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 400
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12.0 最大 16.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,500 最大 1,500	

(2) 新WP2系エキスト(新設)

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第23号へ バルブ洗浄施設	
特定施設の能力	1日当たり400トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	-	
使用開始の予定年月日	-	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 560 最大 800
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 400
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12.0 最大 16.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 2.0

	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12.0 最大 16.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,500 最大 1,500	

4 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5 最大 5.8~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 60.5 最大 100
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.5 最大 2
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 281,450 最大 281,450

備考 この他に、生活排水口が3箇所、雨水排水口が145箇所ある。

○愛媛県告示第364号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、松山市谷町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成31年 4月19日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

○愛媛県告示第365号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、松山市居相土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成31年 4月19日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	洲之内 貞 治	松山市居相一丁目3-10
"	堀 川 博	松山市居相四丁目19-30
"	玉乃井 實	松山市居相一丁目3-8
"	今 村 孝	松山市居相五丁目2-4
"	川 添 真 一	松山市居相六丁目3-32

監 事	永 木 圭 三	松山市居相一丁目10 - 5
"	今 村 伸 弥	松山市居相二丁目 1 - 25

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	洲之内 貞 治	松山市居相一丁目 3 - 10
"	有 光 逸 武	松山市居相五丁目 7 - 7
"	今 村 敬 三	松山市居相四丁目21 - 12
"	今 村 省 三	松山市居相三丁目 8 - 1
"	今 村 孝	松山市居相五丁目 2 - 4
監 事	堀 川 満 幸	松山市居相五丁目 5 - 15
"	永 木 圭 三	松山市居相一丁目10 - 5

○愛媛県告示第366号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市馬木町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成31年 4月19日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	矢 野 英 俊	松山市馬木町162
"	矢 野 健 次	松山市馬木町310
"	大 西 秀 輝	松山市馬木町2490
"	矢 野 住 雄	松山市馬木町205 - 4
"	矢 野 洋 介	松山市馬木町59 - 1
"	崎 山 幸 廣	松山市馬木町50 - 1
監 事	矢 野 之 祥	松山市馬木町103
"	須 賀 達 志	松山市馬木町106 - 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	須 賀 達 志	松山市馬木町106 - 1
"	矢 野 健 次	松山市馬木町310
"	大 内 博 久	松山市馬木町198 - 1
"	崎 山 幸 廣	松山市馬木町50 - 1
"	矢 野 英 俊	松山市馬木町162
"	矢 野 洋 介	松山市馬木町59 - 1
監 事	野 本 泰 夫	松山市馬木町131
"	矢 野 之 祥	松山市馬木町103

○愛媛県告示第367号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市伊台土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成31年 4月19日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 浦 景 一	松山市上伊台町912 - 4
"	中 野 博	松山市上伊台町145
"	重 松 一 広	松山市下伊台町1733 - 2
"	吉 田 正 志	松山市下伊台町299 - 2
"	築 山 佳 夫	松山市下伊台町570 - 1
"	松 本 茂 幸	松山市下伊台町822
"	池 内 勝	松山市下伊台町967
"	河 野 正 幸	松山市下伊台町1708 - 6
"	高 橋 誠 治	松山市下伊台町1050
"	中 野 耕 治	松山市上伊台町142
"	木 戸 重 博	松山市上伊台町185 - 2
"	松 田 文 和	松山市上伊台町683
"	大 崎 啓 三	松山市上伊台町895
監 事	川 端 悦 延	松山市下伊台町203
"	松 本 英 治	松山市下伊台町1776 - 1
"	三 好 光	松山市食場町136 - 1 湯山コーポラ ス102号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 浦 景 一	松山市上伊台町912 - 4
"	中 野 博	松山市上伊台町145
"	山 内 亨	松山市下伊台町585 - 3
"	三 好 清 敏	松山市下伊台町451
"	松 本 茂 幸	松山市下伊台町822
"	池 内 勝	松山市下伊台町967
"	重 松 一 広	松山市下伊台町1733 - 2
"	河 野 正 幸	松山市下伊台町1708 - 6
"	高 橋 誠 治	松山市下伊台町1050
"	中 野 耕 治	松山市上伊台町142
"	松 田 文 和	松山市上伊台町683
"	大 崎 啓 三	松山市上伊台町895
"	木 戸 重 博	松山市上伊台町185 - 2
監 事	岡 宮 寿	松山市上伊台町874 - 1
"	寺 本 勝 志	松山市下伊台町808
"	松 本 英 治	松山市下伊台町1776 - 1

○愛媛県告示第368号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市和泉土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成31年 4月19日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	堀 内 孝 朗	松山市和泉南四丁目 2 - 24
"	堀 内 洋 助	松山市和泉北三丁目14 - 24
"	堀 内 悦 夫	松山市和泉北三丁目20 - 25
"	大 野 陽 一	松山市和泉北三丁目 3 - 13

〃	大野 幸 良	松山市和泉北三丁目 6 - 12
〃	山田 憲 二	松山市和泉南五丁目 3 - 22
〃	濱田 頼 男	松山市和泉南五丁目 6 - 8
監 事	飯 泉 善 明	松山市和泉北三丁目13 - 32
〃	大野 耕 三	松山市和泉北三丁目 3 - 12

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	堀 内 健 志	松山市和泉北三丁目 5 - 10
〃	堀 内 孝 朗	松山市和泉南四丁目 2 - 24
〃	堀 内 謙 一	松山市和泉北三丁目 8 - 5
〃	堀 内 悦 夫	松山市和泉北三丁目20 - 25
〃	大野 陽 一	松山市和泉北三丁目 3 - 13
〃	大野 幸 良	松山市和泉北三丁目 6 - 12
〃	堀 内 洋 助	松山市和泉北三丁目14 - 24

監 事	大野 耕 三	松山市和泉北三丁目 3 - 12
〃	飯 泉 善 明	松山市和泉北三丁目13 - 32

○愛媛県告示第369号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市伊台土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成31年 4月19日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
監 事	松 本 英 治	松山市下伊台町1776	松山市下伊台町1776 - 1

○愛媛県告示第370号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成31年 4月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
( 般 - 28 ) 第016898号	平成28年 8月1日	上本電設	上本 健児	北宇和郡鬼北町大字中野川944	平成31年 3月1日	電気通信工事業	建設業の廃止
( 般 - 28 ) 第015935号	平成28年 5月10日	河内設備商会	河内 関子	大洲市長浜町下須戒甲682	平成31年 3月7日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、管工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (事業継承)
( 般 - 26 ) 第016576号	平成26年 10月29日	稲葉建設工業(株)	稲葉 規	大洲市新谷乙864 - 1	平成31年 3月18日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業 解体工事業	建設業の廃止
( 般 - 27 ) 第017266号	平成27年 8月17日	(株) I N A B A	稲葉 規	大洲市新谷乙864 - 1	平成31年 3月18日	土木工事業、建築工事業 大工事業、石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 内装仕上工事業 水道施設工事業 解体工事業	建設業の廃止
( 般 - 28 ) 第013668号	平成28年 12月20日	ミハタ電気	三原 純一	八幡浜市147 - 2	平成31年 3月29日	電気工事業 消防施設工事業	建設業の廃止